

# 魚津市人事行政の運営等の状況

H19.9.28 公表

魚津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年魚津市条例第2号)第6条に基づき、平成18年度における魚津市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成19年4月1日現在の状況等を公表します。

## 1 職員数に関する状況

(1) 部門別職員数に関する状況

(単位：人)

部 門	区 分	平成18年	平成19年	増減数	主な増減理由
一般行政	議 会	6	5	△1	退職不補充
	総 務	67	66	△1	退職不補充
	税 務	21	20	△1	育休者分の欠員不補充
	労 働	1	1	0	
	農 水	20	21	1	派遣職員の復帰
	商 工	9	8	△1	事務事業の縮小
	土 木	37	36	△1	事務事業の統合
	民 生	101	99	△2	会計区分間の事務移管
	衛 生	19	17	△2	退職不補充
	小 計	281	273	△8	
特別行政	教 育	68	67	△1	事務事業の見直し
	消 防	46	46	0	
	小 計	114	113	△1	
一般会計 計		395	386	△9	
特別会計 (公営企等)	水 道	12	12	0	
	下水道	17	17	0	
	その他	20	23	3	会計区分間の事務移管
特別会計 計		49	52	3	
合 計		444	438	△6	

(注) 国の定員管理調査の基準による。

(2) 一般行政部門における一般行政職の級別職員数等の状況 (平成19年4月1日現在)

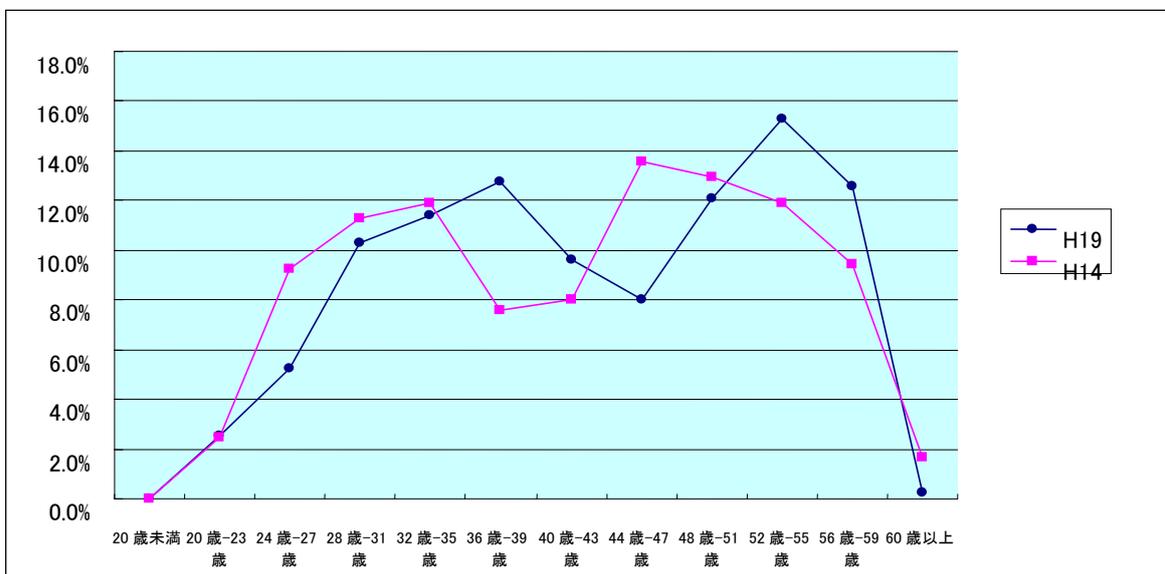
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
職 名	主 事 技 師	主 事 技 師	主 任	主 査 係 長	課長代理 副主幹	課 長 主 幹	部 長 次 長
職員数	17 人	30 人	70 人	21 人	30 人	41 人	10 人
比率 (%)	7.7	13.7	32.0	9.6	13.7	18.7	4.6

(注) 1. 国の給与実態調査の基準による。

2. 魚津市の給与条例に基づく給料表の給与区分による職員数です。

(3) 年齢別職員構成の状況

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	0	11	23	45	50	56	42	35	53	67	55	1	438
比率(%)	0.0	2.5	5.2	10.3	11.4	12.8	9.6	8.0	12.1	15.3	12.6	0.2	100



(4) 採用の状況 (平成19年度)

事務	保育士	合計
2人	2人	4人

(5) 退職の状況 (平成18年度)

事務	保育士	技術	業務員	合計
2人	2人	5人	1人	10人

2 職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	17年度人件費率
18年度	46,077人	16,711,302千円	780,197千円	3,306,904千円	19.8%	18.7%

(注)「普通会計」とは、全国統一的な基準で市町村と比較できるようにした統計上の会計区分をいい、一般会計と一部の特別会計を合算したものです。

(2) 職員給与費の状況 (一般会計当初予算)

(単位 千円)

区分	職員数 (a)	給与費				1人当たり給与 (b)/(a)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (b)	
19年度	384人	1,529,163	55,542	604,036	2,188,741	5,700

(注)1. 職員数は、平成19年度一般会計の当初予算に計上された人数です。

2. 職員手当には退職手当を含みません。

3. 給与費は、当初予算に計上された額です。

## (3) 職員の平均年齢、平均給料月額

区 分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	41歳 7月	329,000円
技能労務職	48歳 3月	326,300円
教育職	45歳 7月	345,700円
公安職	41歳 4月	336,100円

(注)「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

## (4) 職員の初任給および経験年数、学歴別平均給料の状況（平成19年4月1日現在）

区分		初任給	経験年数 7～10年	経験年数 10～15年	経験年数 15～20年
一般行政	大学卒	176,800円	230,800円	272,800円	311,200円
	高校卒	142,800円	—	222,400円	265,800円

## (5) 期末手当・勤勉手当・退職手当状況（平成18年度）

期末手当・勤勉手当		退職手当	
1人当たり平均支給額		自己都合	勸奨・定年
1,610千円		勤続20年	21.00月分
(支給割合)		勤続25年	33.75月分
期末手当	勤勉手当	勤続30年	41.50月分
3.00月分	1.45月分	勤続35年	47.50月分
※加算措置の状況		最高限度額	59.28月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		1人当たり 平均支給額	13,857千円
			26,177千円

## (6) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

区 分		全職種	
支給実績（平成18年度決算）		2,101,200円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		32,326円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）		13.5%	
手当数（種類）		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な対象業務	支給額
行旅病人 死亡者取扱手当	社会福祉課に勤務する職員	行旅病人の取扱作業	1,000円/件
		行旅死亡人の取扱作業	2,000円/件
市税徴収業務手当	税務関係職員	滞納繰越分の市税及び国民健康保険 税徴収業務のため外勤	日額300円
		市税及び国民健康保険税の滞納処分	日額500円
感染症防疫手当	家屋、物件等の消毒処理、患者の援護従事者	感染症の病原体の付着又は付着の疑いがある物件の処理及び消毒作業	日額500円

鳥獣の死体処理及び危険害虫等駆除手当	鳥獣の死体処理及び危険害虫等駆除作業従事者	鳥獣の死体処理及び危険害虫等駆除作業	500円/件	
医療業務手当	医師等	診療及び医療の研究等	月額12,000円	
薬剤散布手当	樹木への薬剤散布作業従事者	樹木への薬剤散布作業	日額500円	
保健福祉業務手当	社会福祉関係職員	保健福祉業務で相当に劣悪と認められる環境の家庭への訪問	日額500円	
消防業務手当	救急業務手当	消防署に勤務する職員	救急業務(救急救命士)	300円/回
			救急業務(救急救命士以外)	150円/回
		海難救助手当	海難救助活動	1,500円/回
		火災出動手当	火災消火活動	250円/回
変則勤務手当	変則勤務職場に勤務する職員	規則で定める変則勤務	月額3,000円	
除雪手当	除排雪作業従事者	道路の除排雪業務(2時間以上の外勤)	日額500円	
下水管内作業手当	下水道業務関係職員	供用開始後の下水管内等で相当に劣悪と認められる環境での作業	日額500円	

(7) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	64,871千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	146千円
支給実績(平成17年度決算)	80,879千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	179千円

(8) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度と異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度決算)	支給職員一人当たり平均支給額(平成18年度決算)		
扶養手当	配偶者		同	-	38,517千円	208,201円		
	配偶者以外	1人目					扶養親族である配偶者がある場合	6,000円
							扶養親族でない配偶者がある場合	6,500円
							配偶者がいない場合	11,000円
		2人目					6,000円	
	3人目以上1人につき	5,000円						
	満15歳以上22歳までの子1人についての加算	5,000円						
住居手当	借家	月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高27,000円まで支給	異	基準となる家賃額	9,707千円	194,152円		
	持家	世帯主(ただし、購入・新築後5年以内)					2,500円	

通勤手当	交通機関利用職員	運賃相当額 (最高限度額 55,000円)	異	距離段階区分ごとの金額	18,667千円	61,406円	
	交通用具利用者 通勤距離区分に応じ2,600円～35,000円						
管理職手当	給料月額に対する支給割合		異	定率制	28,016千円	538,785円	
	部長	15%					左記割合から 10%減額
	次長	14%					
	課長	12%					
課長代理	8%						
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日の勤務に対し、勤務1時間当たりの給与額に125/100から150/100までの範囲の割合を乗じて得た額		同		15,452千円	406,635円	
宿日直手当	4,200円		同		1,285千円	8,925円	

(9) 特別職等の給料・報酬の状況 (H19.4.1現在) ※カッコ内前年度比

区 分		月 額
給 料	市 長	935,000円 (±0円)
	副市長	750,000円 (±0円)
報 酬	議 長	467,000円 (±0円)
	副議長	418,000円 (±0円)
	議 員	388,000円 (±0円)
期末手当 (加算措置の状況)	平成18年度実績 ・役職加算 40%	3.35月分 (+0.05月分)

(注) 「特別職報酬等審議会」の答申に基づいて条例で定めています。

### 3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

勤務時間		休憩時間	勤務を要する日
始業時刻	終業時刻		
8:30	17:30	12:00～13:00	毎週月曜日から金曜日までの週5日

※本庁以外の勤務場所ではこれと異なる勤務形態の場合があります。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇があります。

区 分	休暇(休業)期間等	18年中の取得状況
年次休暇	20日(1年あたり)	平均8.9日
夏季休暇	8日以内(うち5日は特別休暇)(1年あたり)	平均5.3日
ボランティア休暇	5日以内(1年あたり)	取得者0人
子の看護休暇	5日以内(1年あたり)	取得者6人

育児時間	1日2回 それぞれ30分以内又は1日60分以内	取得者0人
病気休暇	原則90日以内	取得者18人
介護休暇	6月以内	取得者0人
産前産後休暇	産前6週間 産後8週間	取得者5人
育児休業	子が3歳に達する日までの期間	取得者7人

#### 4 職員の分限および懲戒処分の状況（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

区分	種類	人数	
分限処分	休職	3人	心身の故障のため、長期の休養を要する場合など
懲戒処分		0人	全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合など

#### 5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

また、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）

信用失墜行為の禁止（同法第33条）

秘密を守る義務（同法第34条）

職務に専念する義務（同法第35条）

政治的行為の制限（同法第36条）

争議行為等の禁止（同法第37条）

営利企業等の従事制限（同法第38条）

#### 6 職員の研修の状況

平成18年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

研 修 内 容		受講者数	期間
一 般 研 修 （ 市 実 施 分）	新規採用職員研修（前期）	6人	5日
	新規採用職員研修（後期）	6人	2日
	法制執務研修	25人	2日
	技術職員研修（測量実務）	9人	1日
	特別研修	169人	2日
	メンタルヘルス研修	86人	1日
	不当要求防止責任者講習	33人	1日
	安全運転講習会	121人	1日
小 計		455人	

県等委託研修(委託分)	新任職員研修(前期)	6人	4日
	新任職員研修(後期)	6人	3日
	吏員基礎課程研修(5年経過)	8人	3日
	吏員継続課程研修(11年経過)	5人	2日
	新任係長研修	1人	3日
	現任係長研修(3年経過)	7人	3日
	新任主幹研修	3人	2日
	新任所属長研修	2人	2日
	現任課長研修(3年経過)	3人	3日
	パソコン研修(パワーポイント)	6人	1日
	パソコン研修(アクセス基礎)	4人	1日
	パソコン研修(アクセス応用)	2人	1日
	人事評価者研修	2人	1日
	創造性開発研修	1人	2日
	政策形成能力開発研修	1人	2日
	小計	57人	
派遣研修	富山県派遣	2人	1年
	新潟県長岡市派遣(中越地震復興支援)	1人	9ヵ月
	自治大学校	1人	66日
	専門実務研修〔市町村アカデミー〕	4人	10日
	専門実務研修〔市町村アカデミー〕	2人	8日
	専門実務研修〔市町村アカデミー〕	3人	4日
	情報政策研修〔市町村アカデミー〕	1人	8日
	戦略セミナー〔市町村アカデミー〕	1人	2日
	自治政策課題研修〔市町村アカデミー〕	1人	8日
	自治政策課題研修〔市町村アカデミー〕	1人	3日
	実践的課題解決型研修〔国際文化アカデミー〕	1人	3日
	戦略的政策形成型研修〔国際文化アカデミー〕	1人	4日
	専門実務研修〔国際文化アカデミー〕	1人	10日
	専門実務研修〔電源地域振興センター〕	1人	2日
	行政管理講座〔日本経営協会〕	1人	2日
	人事評価制度・研修セミナー〔日本経営協会〕	1人	1日
	土地区画整理セミナー〔街づくり区画整理協会〕	1人	2日
	下水道の経営研修〔日本下水道事業団〕	1人	5日
	水道技術者研修〔日本水道協会〕	2人	2日
	耐震診断・改修指針講習〔大阪府建築会〕	1人	2日
	斜面安定対策工法研修〔全国建設研修センター〕	1人	4日
小計	29人		
自主研修	資格取得	1人	
	通信教育	1人	
	小計	2人	
計		543人	

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成 18 年度）

### (1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成 18 年度の状況は次のとおりでした。

区分	主な項目	対象者	実施状況
健康管理	定期健康診断	全職員	416 名
	健康相談	要観察者等	0 名
	VDT 健康診断（問診結果異常なし者を除く）	VDT 作業従事者	256 名
	人間ドック	指定年齢の職員等	10 名
その他	祝金等の給付 （結婚祝金、出産祝金、死亡弔慰金等）	該当職員	58 名
福利厚生事業に係る決算額			4,214,799 円
うち職員互助会に対する補助金額			1,600 千円

### (2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、平成 18 年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のための必要な財源は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区 分	主な内容	件 数	金 額
保健給付	医療の給付 高額療養費 出産費	64 件	8,664 千円
休業給付	傷病手当金 育児休業手当金	52 件	6,499 千円
災害給付	災害見舞金	0 件	0 千円
附加給付等	入院附加金 結婚手当金 一部負担金払戻	39 件	3,270 千円
計		155 件	18,433 千円

### (3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

平成 18 年度の公務災害補償制度の状況は、次のとおりです。

種類	内容等	補償の状況	
		件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	1 件	158,270 円
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	0 件	0 円
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	0 件	0 円
福祉事業	上記補償に加えて附加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	0 件	0 円
計		1 件	158,270 円

## 8 職員の競争試験及び選考の状況

平成 18 年度に実施した採用試験の状況は、下表のとおりです。

試験の種類	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
一般行政・上級	39 人	26 人	2 人	2 人
保育士・中級	59 人	51 人	2 人	2 人

## 9 公平委員会の報告事項（平成 18 年度）

公平委員会は、次に掲げる事務を処理しています。

- ①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ②職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ③その他、職員の苦情を処理すること。

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況…0 件
- (2) 勤務条件に関する措置の要求の状況…0 件
- (3) 不利益処分に関する不服申立ての状況…0 件